

生駒市条例第14号

生駒市水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月30日

生駒市長 山下 真

生駒市水道事業給水条例の一部を改正する条例

生駒市水道事業給水条例（昭和35年12月生駒市条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「960円」を「890円」に、「1,360円」を「1,290円」に、「2,000円」を「1,930円」に、「5,100円」を「5,030円」に、「9,400円」を「9,330円」に、「15,700円」を「15,630円」に、「23,800円」を「23,730円」に、「36,000円」を「35,930円」に、「湯屋用」を「公衆浴場用」に、「メーター口径による額」を「一般用のメーター口径による額」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 種別の適用基準については、管理規程で定めるところによる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の生駒市水道事業給水条例別表第2の規定は、平成21年5月分以後のものとして徴収する料金について適用し、同年4月分までのものとして徴収する料金については、なお従前の例による。